

<新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金関係>

	県事業名	国事業名	事業内容	補助対象医療機関	補助額	補助対象経費	申請先	申請期日	申請方法	県担当窓口	
										担当	問合せ先
1	新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊支援事業	新型コロナウイルス感染症対策事業	医療従事者等が新型コロナウイルス感染症患者及び同感染症疑い患者の対応のため業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に宿泊施設等に宿泊する費用を支援するもの。	新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療機関及び医療従事者並びに職員	【上限額】 13,100円（1室1日当たり） ※補助対象経費については、宿泊費に含まれない諸経費や食事代は対象とならない。	医療従事者等が宿泊施設等へ宿泊する経費 ※新型コロナウイルス感染症患者等の対応のため業務が深夜に及んだ場合など帰宅することが困難であることが条件	鹿児島県保健医療福祉課医療政策係	10月上旬 申請受付開始予定	郵送	保健医療福祉課医療政策係	099-286-2738
2	指定医療機関施設設備整備事業	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備を支援するため、初度設備費、人工呼吸器、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易ベッド、体外式膜型人工肺及び簡易病室の整備に要する費用を補助する。	新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入医療機関	【上限額】 ・初度設備費：1床当たり133,000円（新設、増設に伴う消耗品及び備品） ・人工呼吸器：1式当たり5,000,000円 ・個人防護具：1セット当たり3,600円 ・簡易陰圧装置：1台当たり4,320,000円 ・簡易ベッド：1台当たり51,400円 ・体外式膜型人工肺：1台当たり21,000,000円 ・簡易病室及び付帯する備品：知事が認めた額	左記に掲げる設備整備に要する経費	鹿児島県健康増進課感染症保健係	別途通知します	郵送	健康増進課感染症保健係	099-286-2724
3	指定医療機関施設設備整備事業	帰国者・接触者外来等設備整備事業	帰国者・接触者外来等の設備整備を支援するため、空気清浄機、パーティション、個人防護具、簡易ベッド及び簡易診療室の整備に要する費用を補助する。	帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関	【上限額】 ・空気清浄機：1施設当たり905,000円 ・パーティション：1台当たり205,000円 ・個人防護具：1セット当たり3,600円 ・簡易ベッド：1台当たり51,400円 ・簡易診療室及び付帯する備品：知事が定めた額	左記に掲げる設備整備に要する経費	鹿児島県健康増進課感染症保健係	別途通知します	郵送	健康増進課感染症保健係	099-286-2724
4	鹿児島県感染症検査機関等設備整備事業	感染症検査機関等設備整備事業	新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関における検査機器の導入を支援するため、検査機器等を整備するための経費を補助する。	新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	・新型コロナウイルス感染症の検査に必要な検査機器及び関連備品を整備するための経費 ：知事が必要と認めた額 （ア）次世代シーケンサー （イ）リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む） （ウ）等温伝子増幅装置 （エ）全自動化学発光酵素免疫測定装置	左記に掲げる設備整備に要する経費	鹿児島県健康増進課感染症保健係	別途通知します	郵送	健康増進課感染症保健係	099-286-2724
5	新型コロナウイルス感染症に関する医療従事者派遣事業 ・新型コロナウイルス重症患者を診察する医療従事者派遣体制の確保事業	新型コロナウイルス重症患者を診察する医療従事者派遣体制の確保事業	新型コロナウイルス感染症重症患者が入院している医療機関（派遣先）において当該患者の診療に従事するため、新型コロナウイルス感染症の重篤・重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を行う医療機関を支援する。	派遣元医療機関	【上限額】 ・医師 1人1時間当たり 7,550円 ・医師以外の医療従事者 2,760円	派遣する医師等の人件費や旅費等	鹿児島県保健医療福祉課医療政策係	11月上旬 申請受付開始予定	郵送	保健医療福祉課医療政策係	099-286-2738
6	新型コロナウイルス感染症に関する医療従事者派遣事業 ・新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師派遣体制の確保事業	新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療を行う医師等派遣体制の確保事業	新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療を行うことができなくなった医師が勤務する医療機関（派遣先）において代わりに診療に従事するため、医師の派遣を行う医療機関を支援する。	派遣元医療機関	【上限額】 ・医師 1人1時間当たり 7,550円	派遣する医師の人件費や旅費等	鹿児島県保健医療福祉課医療政策係	11月上旬 申請受付開始予定	郵送	保健医療福祉課医療政策係	099-286-2738
7	新型コロナウイルス感染症に関する医療従事者派遣事業 ・新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	医師等が新型コロナウイルス対応に従事するために他の医療機関に応援に行き、又は自院の新型コロナウイルス対応に従事しているため、厳しい診療状況となっている医療機関（派遣先）に、都道府県の定める計画に基づき、都道府県の登録を受けた医師等を派遣する医療機関を支援する。	派遣元医療機関	【上限額】 ・医師 1人1時間当たり 2,265円 ・医師以外の医療従事者 562円	派遣する医師、医療従事者の人件費や旅費等	鹿児島県保健医療福祉課医療政策係	11月上旬 申請受付開始予定	郵送	保健医療福祉課医療政策係	099-286-2738
8	新型コロナウイルス感染症医療機関休業等継続・再開支援事業	新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業	新型コロナウイルス感染症により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関に対して診療の再開・継続に必要な消毒経費等を支援する	新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関	新型コロナウイルス感染症により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関の継続・再開時に必要な以下の整備を支援する。 ①HEPAフィルター付き空気清浄機 購入額の1/2 ※歯科診療所は対象外 ※購入額の上限は1台あたり905千円 ※1施設当たりの上限は2台 ②消毒経費 総事業費の1/2 ※総事業費の上限は1施設当たり600千円	①HEPAフィルター付き空気清浄機：HEPAフィルター付き空気清浄機の購入費用 ②消毒経費：需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	保健医療福祉課医療務係	令和2年9月14日 ～ 令和2年3月31日	郵送による申請（紙媒体）及び電子メール申請	保健医療福祉課医療務係	099-286-2707
9	新型コロナウイルス感染症重点医療機関等体制整備事業	新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関である重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関に対して診療の再開・継続に必要な消毒経費等を支援する。	重点医療機関及び疑い患者受入協力医療機関	【上限額】 (1) 重点医療機関である特定機能病院等 ① 稼働病床の病床確保料 ・ICU 1床当たり 436,000円/日 ・HCU 1床当たり 211,000円/日 ・上記以外の病床 1床当たり 74,000円/日 ② 休止病床の病床確保料 ・ICU 1床当たり 436,000円/日 ・HCU 1床当たり 211,000円/日 ・療養病床 1床当たり 16,000円/日 ・上記以外の病床 1床当たり 74,000円/日 (2) 重点医療機関である一般病院 ① 稼働病床の病床確保料 ・ICU 1床当たり 301,000円/日 ・HCU 1床当たり 211,000円/日 ・上記以外の病床 1床当たり 71,000円/日 ② 休止病床の病床確保料 ・ICU 1床当たり 301,000円/日 ・HCU 1床当たり 211,000円/日 ・療養病床 1床当たり 16,000円/日 ・上記以外の病床 1床当たり 71,000円/日 (3) 協力医療機関 ① 稼働病床の病床確保料 ・ICU 1床当たり 301,000円/日 ・HCU 1床当たり 211,000円/日 ・上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日 ② 休止病床の病床確保料 ・ICU 1床当たり 301,000円/日 ・HCU 1床当たり 211,000円/日 ・療養病床 1床当たり 16,000円/日 ・上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日	コロナ患者受入体制確保における空床確保料	鹿児島県保健医療福祉課医療政策係	10月上旬申請受付開始予定	郵送	保健医療福祉課医療政策係	099-286-2738
10	指定医療機関整備運営事業	新型コロナウイルス感染症対策事業	新型コロナウイルス感染症患者について、感染症法に基づき当該患者を入院させるに当たり、病床確保のための費用を補助する。	新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入医療機関（重点医療機関及び協力医療機関以外の一般医療機関）	【上限額】 ・ICU 1床当たり 97,000円/日 ・重症患者及び中等症患者病床 1床当たり 41,000円/日 ・その他 1床当たり 16,000円/日 消毒等に係る経費 知事が定めた額	新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる際の病床確保及び患者等退院後の消毒等に係る経費	鹿児島県健康増進課感染症保健係	別途通知します	郵送	健康増進課感染症保健係	099-286-2724

	県事業名	国事業名	事業内容	補助対象医療機関	補助額	補助対象経費	申請先	申請期日	申請方法	県担当窓口	
										担当	問合せ先
11	新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	重点医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備する。	重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち、高度な医療を提供する医療機関	【上限額】 (1)超音波画像診断装置 1台当たり 11,000,000円 (2)血液浄化装置 1台当たり 6,600,000円 (3)気管支鏡 1台当たり 5,500,000円 (4)CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む) 1台当たり 66,000,000円 (5)生体情報モニタ 1台当たり 1,100,000円 (6)分娩監視装置 1台当たり 2,200,000円 (7)新生児モニタ 1台当たり 1,100,000円	重点医療機関等が行う高度医療向け設備整備に係る経費	鹿児島県保健医療福祉課医療政策係	10月上旬 申請受付開始予定	郵送	保健医療福祉課医療政策係	099-286-2738
12	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対し慰労金を給付する。	病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所の医療従事者や職員等	【上限額】 1 県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員 (1) 実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関である場合 1人20万円 (2) 上記以外の場合 1人10万円 2 その他の病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員 1人5万円	慰労金、振込手数料	【医療機関等からの申請】 県国民健康保険団体連合会審査管理課 【個人申請】 県医師・看護人材課	令和2年9月15日 ～ 令和2年12月28日	・オンライン請求システム ・WEB申請受付システム ・郵送	医師・看護人材課医師確保対策係	コロナ相談かごしま 099-833-3221
13	新型コロナウイルス感染症に関する救急医療等体制確保事業	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保に要する費用の補助を行う。	救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等のうち、新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関として県に登録された医療機関。	【上限額】 ア 設備整備等 疑い患者を診療する救急・周産期・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援するもの。 ① 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費 1床当たり133,000円 ② 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) 1人当たり3,600円 ③ 簡易陰圧装置 1床当たり4,320,000円 ④ 簡易ベッド 1台当たり51,400円 ⑤ 簡易診察室及び付帯する備品 実費相当額 ⑥ H E P A フィルター付き空気清浄機 1施設当たり905,000円 ⑦ H E P A フィルター付きパーテーション 1台当たり205,000円 ⑧ 消毒経費 実費相当額 ⑨ 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品 1施設当たり300,000円 ⑩ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器 1台当たり1,500,000円 イ 支援金 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く) ・99床以下の医療機関 20,000,000円 ・100床以上の医療機関 30,000,000円 ・以降100床ごとに、10,000,000円を上限額に追加。 ・新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には、上限額に10,000,000円を加算。	備品・個人防護具等の設備整備、支援金の支給	鹿児島県保健医療福祉課医療政策係	9月下旬 申請受付開始予定	郵送	保健医療福祉課医療政策係	099-286-2738
14	新型コロナウイルス感染症拡大防止等支援金交付事業	医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用の補助を行う。	新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所	【上限額】 ① 病院：200万円+5万円×病床数 ② 有床診療所(内科・歯科)：200万円 ③ 無床診療所(内科・歯科)：100万円 ④ 薬局・訪問看護ステーション・助産所：70万円 ※救急・周産期・小児医療機関に対する支援金と重複して補助は受けられない。	・感染拡大防止対策に要する費用 ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用(「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外)	鹿児島県国民健康保険団体連合会	令和2年9月15日 ～ 令和3年2月28日	①オンライン請求システム ②Web申請受付システム ③郵送による申請(CD-R) ④郵送による申請(紙媒体)	保健医療福祉課医務係 薬務課業務係 子ども家庭課母子医療係 介護保険室事業者指導係	コロナ相談かごしま 099-833-3221